

豊山町社会教育センターアリーナ・ホール
ネーミングライツパートナー募集要項

(趣旨)

第1 この募集要項は、豊山町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、豊山町社会教育センターのアリーナまたはホールに愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

(契約期間、ネーミングライツ料等)

第2 対象の施設、契約期間、ネーミングライツ料は以下のとおりとする。

(1) 施設名〔所在地〕

- ① 豊山町社会教育センター アリーナ〔豊山町大字豊場字和合 72 番地〕
- ② 豊山町社会教育センター ホール〔豊山町大字豊場字和合 72 番地〕

(2) 契約期間

原則 5 年（契約期間の満了に当たり、契約更新の希望があり、期間中に違反、失格事項等がないと認められる場合、最大 2 回の優先交渉権を付与する。）

(3) ネーミングライツ料

施設ごとに年額 500,000 円以上（税込）とする。申込者は、本項の規定により定められたネーミングライツ料を、年度ごとに、町が定める期日までに一括して納入するものとする。ただし、町が必要と認めるときは、この限りではない。

(命名の条件)

第3 命名の条件は以下のとおりとする。

- (1) 施設イメージとの整合性を図るため、愛称の一部に各施設の名称（アリーナまたはホール）を含めることを条件とする。
- (2) 愛称は、公共の施設にふさわしいものとし、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から町民の理解が得られるものとする。
- (3) 愛称は、日本語及び英語アルファベットによる表記に限る。ただし、企業ロゴや企業マークについてはこの限りではない。
- (4) 要綱第 3 条第 3 項の各号のいずれかに該当するものは、愛称として使用できない。
- (5) 豊山町社会教育センターの設置及び管理に関する条例等に基づく名称は、現行のままとする。
- (6) 契約期間中の愛称の変更は不可とする。

(費用負担)

第4 愛称付与に伴う費用負担は以下のとおりとする。

区分	町	パートナー
施設看板等の表示変更※		○
パートナーが変更・新設した施設看板等の維持管理		○
契約終了後の原状回復		○
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物や町ホームページ等の表示変更	○	

※ 表示変更は、町や関係機関等と協議の上、可能な範囲で行うことができる。

(募集開始)

第5 募集開始は、令和7年2月1日からとする。

(申込方法)

第6 申込方法は、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

- ① 豊山町社会教育センターネーミングライツ申込書(様式第1号)
- ② 愛称表示のイメージ図
- ③ 豊山町社会教育センターネーミングライツ誓約書(様式第2号)
- ④ 法人格のない団体にあつては、定款・寄付行為・規約又はこれらに類する書類(写し)
- ⑤ 法人にあつては、発行後3か月以内の法人登記に係る商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)
- ⑥ 貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑦ 事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ⑧ 共同応募の場合、構成員・責任の範囲等を定めた協定書等(任意様式)
- ⑨ 個人及び法人格のない団体の代表者にあつては、発行後3か月以内の成年後見登記されていないことの証明書及び本籍地の市区町村長発行の身分証明書(原本)
- ⑩ 該当する場合は、更生手続開始決定・再生計画認可決定を証する書類(写し)
- ⑪ 納税証明書(原本)
- ⑫ 個人及び法人格のない団体の代表者にあつては、発行後3か月以内の住民票の写し(原本)
- ⑬ 印鑑証明書(原本)
- ⑭ その他、町が必要と認めるもの

(2) 提出部数 1部

(3) 提出先 豊山町社会教育センター[豊山町大字豊場字和合 72 番地]

(選定方法)

第7 町は、前条の応募があったときは、豊山町社会教育センター所管施設ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を経て、パートナーを決定する。

2 町は、前項による決定をしたときは、豊山町社会教育センターネーミングライツ採用決定通知書（様式第3号）または豊山町社会教育センターネーミングライツ不採用決定通知書（様式第4号）により選定結果を応募者に通知するものとする。

(選定委員会)

第8 前条に規定する選定委員会は、教育委員会事務局長、生涯学習課長、総務課長、企画課長、まちづくり推進課長で構成し、委員長は教育委員会事務局長とする。

2 選定委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 選定委員会の庶務は教育委員会事務局生涯学習課社会教育センターにおいて処理する。

(契約締結)

第9 町とパートナーは契約に向けた細部の協議・調整を行い、双方が合意に至った後、町とパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結するものとする。

2 町とパートナーが契約に向けた細部の協議・調整を行ったが、双方の合意に至らず協議を終了するときは、町はパートナーに豊山町社会教育センターネーミングライツ協議終了通知書（様式第5号）により通知する。

(契約解除)

第10 契約期間中、パートナーが要綱別記に記載する規制業種又は事業者に該当することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により町又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれるおそれがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められるときは、町は契約を取り消し、又は解除することができる。この場合、町はパートナーに豊山町社会教育センターネーミングライツ契約解除通知書（様式第6号）により通知するものとする。また、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とする。

(ネーミングライツ料の還付)

第11 契約期間中、町の都合により施設を廃止した場合等を除き、納入されたネーミングライツ料は還付しない。

(協議)

第12 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町とパートナー双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、町が定める。